

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団

第三者審査委員会設置要綱

令和8年8月3日
理 事 会 決 定

(目的)

第1条 本要綱は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という）のガバナンスに係る事案について適正性等を審査する「第三者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、会長は外部有識者により構成される審査委員会を設置する。

(所管事項)

第3条 審査委員会は、本要綱に定めるところにより、次に掲げる事項の適正性等審査を所管する。

- 一 利益相反に関すること
- 二 公益通報に関すること
- 三 懲罰に関すること
- 四 情報公開に関すること
- 五 談合情報に関すること
- 六 その他会長又は監事が必要と認める事項に関すること

(審査委員会)

第4条 審査委員会には4名以上6名以内の委員を置き、コンプライアンス、組織ガバナンスについて深い知見を有する弁護士、公認会計士及び学識経験者等を以て充てる。委員の任期は当法人の業務終了までとする。

- 2 委員長は、委員の互選により、委員の中から1名を選任する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長1名を指名する。
- 4 委員の選任・解任は理事会において決議する。
- 5 委員長は、必要があると認める場合、関係者等を審査委員会に出席させ、その意見等を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、審査委員会を代表し業務を統括する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査委員会の職務)

第6条 審査委員会は、利益相反管理規程、公益通報処理要綱、懲罰規程、情報公開規程、談合情報取扱要綱に規定された内容等に基づき、利益相反、公益通報、懲罰、情報公開、談合防止等の観点から、第17条に定める事務局（以下「事務局」という。）を通じて当法人内の担当部署等から付議された事案について調査・審査し、審査委員会での審査結果を答申する。

2 審査委員会は、事務局を通じて調査・審査に際して必要な情報等を担当部署等に報告させることができる。

3 審査委員会で審査した結果は、事務局を通じてコンプライアンス委員会に情報提供する。

(利益相反に関する審査)

第7条 審査委員会は、前条の付議に基づき、利益相反管理規程第3条に定める利益相反取引等の実施の妥当性を審査するとともに、利益相反の観点から人材の採用等に係る妥当性を審査する。

2 当法人が行う契約・調達は、利益相反の該当性がある場合、契約に先立ち、当該契約・調達の事業所管部が利益相反管理規程に定める判断基準に照らし契約の必要性があると判断したものを審査委員会に付議する。審査委員会は、契約締結の妥当性を審査し、審査結果を当該契約・調達の事業所管部に通知する。また、契約・調達の事業所管部が関与しない契約・協定の締結については、利益相反の該当性がある場合、当該案件の事業所管部が審査委員会に付議する。

3 審査委員会は、次の各号に定める場合において、当法人と当該人との利益相反該当性及び職員採用等に係る妥当性を審査し、その結果をコンプライアンス委員会に通知する。

なお、下記第一号及び第二号の事案については、利益相反に該当するおそのの有無に関わらず、コンプライアンス委員会に報告し、審査委員会に付議する。

一 前職・兼業等の民間企業等が利害関係を有する者の登用

二 民間企業等からの高度人材受入れ

三 その他、コンプライアンス委員会事務局が審査を求める事案

(公益通報に関する審査)

第8条 審査委員会は、第6条の付議に基づき、通報への対応の妥当性を審査する。

なお、付議事案の審査に必要な範囲で追加調査を求めるほか、必要に応じて自ら調査することを妨げない。

(懲罰に関する審査)

第9条 審査委員会は、第6条の付議に基づき、役職員等による不正行為や禁止行為（公益通報によるものに限らない。）に対する処分案の妥当性を審査する。

(情報公開に関する審査)

第10条 審査委員会は、第6条の付議に基づき、審査請求に関する開示決定の妥当性や、非開示情報に係る業務の妥当性について審査する。

(談合情報に関する審査)

第11条 審査委員会は、第6条の付議に基づき、談合情報に係る、案件の取扱いについて審査する。

(その他会長が必要と認める事項に関する審査)

第12条 審査委員会は、第6条の付議に基づき、会長が必要と認める事項について審査する。

(招集)

第13条 審査委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第14条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、オンラインによる開催を妨げない。

2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

3 委員長は、やむを得ない理由により審査委員会を開催する余裕がないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による審議を行うことができ、事案の概要を記した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及び東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものを含む。）又は3親等内の親族が関与する

事案その他特別の利害関係を有する事案について、議事に参加することができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

- 2 委員長及び委員は、前項に定める事案又はそのおそれがあると認められる場合には、直ちに、事務局（委員にあつては事務局及び委員長）に対してその旨申し出なければならない。

（審査委員会の職権）

第 16 条 審査委員会は、必要があると認められる場合には、事務局を通じて第 6 条に定める審査を行うための調査を求めることができる。

- 2 前項により目的を達成できない場合には、審査委員会は、本人及び関係者から直接聞き取りすることができる。

（事務局）

第 17 条 事務局は、総務企画部に設置する。

（謝礼金等の支払い）

第 18 条 委員で審査委員会に出席した者に対しては、当法人役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用し、謝礼金等（交通費等費用を含む。）を支払うことができる。

（会議の非公開）

第 19 条 審査委員会の会議及び議事は、委員長、委員及び第 17 条に定める事務局のほか、審査委員会が認めた者以外には、原則として非公開とする。ただし、審査委員会が、公開先及び公開範囲を定めて公開することを決定した場合は、この限りでない。

（改廃）

第 20 条 本要綱の改廃は、理事会の決議により行う。

（委任）

第 21 条 本要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

本要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。